

## 船橋市難病訪問相談員の設置及び派遣に関する実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病の患者及びその家族（以下「難病患者等」という。）に対し、療養生活にかかる助言、指導等を行い、難病患者等の安定した在宅療養生活の確保を図るため、難病訪問相談員（以下「相談員」という。）の設置及び派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (派遣対象)

第2条 相談員の派遣対象となる難病患者等は、法の対象疾病により身体の機能障害及び日常生活に支障があり、在宅で療養している者であつて、船橋市長（以下「市長」という。）が必要と認めたものとする。

### (派遣決定)

第3条 市長は、相談員の派遣に当たり、派遣対象となる難病患者等の居住地、相談内容等を考慮し、相談員を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣する相談員を決定したときは、訪問相談依頼票（第1号様式）により、当該相談員に依頼するものとする。

### (職務)

第4条 相談員の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 難病患者等の居宅を訪問し、難病患者の抱える疾病から生じる特有の療養上の悩みや不安、福祉や介護等に関して、相談や必要な助言、指導等を行うこと。
- (2) 難病患者等の居宅を訪問するごとに難病訪問相談票（一般用）（第2号様式の1）又は難病訪問相談票（医療機器使用者用）（第2号様式の2）を記入し、難病訪問相談実施報告書（第3号様式）及び難病訪問相談実施内訳書（第4号様式）により、毎月10日までに市長に報告すること。
- (3) 難病相談事業に関連した研修会、交流会等に参加すること。

### (委嘱)

第5条 相談員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、歯科衛生士、介護

福祉士等の資格を有すること。

- (2) 原則として満65歳未満であること。
- (3) 相談員の職務を遂行できる健康な心身状態であること。
- (4) 難病相談事業に関連した研修会、交流会等に参加できること。

2 相談員の任期は、奇数年の4月1日から2年間とする。ただし、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日をもって任期終了とする。

- (1) 当該期間の途中で委嘱をされる者 他の相談員（次号に規定する者を除く。）の任期終了日
- (2) 任期中に満65歳に達した者 当該達した日以後における最初の3月31日

3 相談員は、再任されることができる。

（報償金）

第6条 市長は、第4条第2号の規定による報告を受けたときは、訪問相談を行った件数に応じて、報償金として1件につき4,000円を支払う。

2 相談員が第4条第3号に定める職務に従事した場合は、その従事した時間に応じて報償金を支払うものとする。この場合において、1時間当たりの単価は「会計年度任用職員の給与等に関する規則」に定めのある看護師の時間単価を元に算出するものとする。

（個人情報保護）

第7条 相談員は、難病患者等のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委嘱の解除）

第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相談員の委嘱を解除することができる。

- (1) 職務の遂行に障害があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 相談員としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 本人から辞職したい旨の申し出があったとき。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。